

東広島市教育委員会定例会（平成28年5月）議事録【非公開（議会上程後公開）】

1 日 時 平成28年5月26日（木）午後2時13分～午後3時6分

2 出席者

(1)教育長 下川教育長

(2)委員 坂越委員、織田委員、長嶋委員

欠席：渡部教育長職務代理者、京極委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、中嶋教育調整監、大畠学校教育部次長兼教育総務課長、向井学事課長、祭田指導課長、池田青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、森岡西条学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

天神山生涯学習部長、梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長、平藤スポーツ振興課課長補佐兼生涯スポーツ係長、妹尾文化課参事兼出土文化財管理センター所長兼調査係長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

(4)書記 青山主査

3 場 所 安芸津生涯学習センター

4 議 題

(1) 報告事項

報告第30号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））【非公開】

報告第31号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））【非公開】

報告第32号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））【非公開】

報告第33号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））【非公開】

(2) 議案

議案第23号 平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）について【非公開審議】【原案可決】

議案第24号 請負契約の締結について（平成27年度中学校大規模改造事業志和中学校校舎(14)(18)耐震補強工事）【非公開審議】【原案可決】

議案第25号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食センター新築工事（建築））【非公開審議】【原案可決】

報告第30号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

報告第31号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

報告第32号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

報告第33号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

- 下川教育長：次に、報告第30号から報告第33号まで4件の専決処分の報告について、一括して説明をお願いいたします。
- 大島学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、報告第30号から報告第33号までの専決処分の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

資料2ページをお願いいたします。

まず、報告第30号でございます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページ、中ほどの報告理由でございますが、本年4月17日、東広島市立高屋中学校におきまして、授業参観等のため校庭を駐車場として開放しておりましたところ、校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、駐車していた軽自動車に当たり、軽自動車のライトを損傷した事故がございました。その損害賠償の額を議会の指定の範囲内において定めることについて専決処分をしたものでございます。

3ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、損害賠償額は6万3,094円、債権者は資料のとおりです。専決処分年月日は、平成28年5月17日でございます。

4ページをお願いいたします。

次に、報告第31号でございます。

報告第30号と同様に損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分をしましたので、この処分について報告するものでございます。

報告理由でございますけれども、先ほどの報告第30号と同様の理由でございます。

5ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、損害賠償額は45万187円、債権者は資料のとおりです。処分年月日は、平成28年5月20日でございます。

6ページをお願いいたします。

次に、報告第32号でございます。

同様に損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分をしましたので、この処分について報告するものでございます。

報告理由でございますけれども、先ほどの報告第30号、報告第31号と同様の理由でございます。

7ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、損害賠償額は46万6,280円、債権者は資料のとおりです。処分年月日は、平成28年5月20日でございます。

8ページをお願いいたします。

次に、報告第33号でございます。

同様に損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分をいたしましたので、この処分について報告するものでございます。

報告理由でございますが、本年4月10日、東広島市立安芸津中学校の校庭におきまして、部活動中に生徒が蹴ったサッカーボールが防球フェンスを越えて、民家の屋根瓦に接触し、屋根瓦が損傷した事故がありました。その損害賠償の額を議会の指定の範囲内において定めることについて専決処分をしたものでございます。

9ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、損害賠償額は4万円で、債権者は資料のとおりです。専決処分年月日は、平成28年5月20日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの4点の報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員：高屋中学校の防球ネットが倒れたというのは、防ぎようがなかったのですか。
- 大島学校教育部長兼教育総務課長：当日大変な強風でございまして、主要な防球ネットはあらかじめ倒していたようでございますが、一部の防球ネットについては、そのままということで、その状態で校庭を開放していたものですから、そこにたまたま保護者の方が駐車されて、その防球ネットが倒れてしまったという状況でございました。
- 下川教育長：よろしいですか。
- 織田委員：学校に徹底するように言わないといけませんね。
- 大島学校教育部長兼教育総務課長：その点につきまして、その次の週に私ども教育総務課長、指導課長の連名で各学校に対しまして、防球ネットの扱い、防球ネットを含めたその他のネット、遊具等の取扱いにつきまして、細心の注意を払うように注意喚起をさせていただいたところでございます。
- 長嶋委員：細かいことですが、きちんととしておけばこういうことにはならなかったのではないかと思いますので、倒したものと、倒さなかったものの違いは何だったのでしょうか。
- 大島学校教育部長兼教育総務課長：その違いといいますか、学校側の弁明としましては、ここは大丈夫だろうという判断によって、一部の防球ネットにつきまして、そのままにしておいたということでございます。
- 大垣学校教育部長：大丈夫だろうという判断として、高屋中学校南側がグラウンドで、北側に校舎があります。一番南側にテニスコートなどがあり、そのネットでご

ざいまして、ここまでは、一番遠いところですので、車を停めないであろうと学校が判断したということでございます。

ですから、停めないだろうという臆測ではなくて、停めないなら停めないください。あるいはどこに止められるかわからないのであれば、やはり全て倒すと考えるのが必要であったと思いますので、そういうところを以後徹底するようにしたいと思います。

- 下川教育長：そのほかよろしいですか。  
それでは、次に移ります。

議案第23号 平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）について

- 下川教育長：議案第23号平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 大畠学校教育部長兼教育総務課長：それでは、議案第23号平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

1の歳入歳出予算補正でございます。

(1)の歳入補正は、21款5項3目雑入の文化財発掘調査負担金の1件で、文化財の受託発掘調査に伴います事業者負担金を増額するものでございます。補正額は、640万6,000円でございます。

続いて、(2)の歳出補正でございます。

まず、10款2項3目小学校新設事業でございますが、（仮称）寺西第二小学校用地につきまして、東広島市土地開発公社から買い戻しを行うため、公有財産購入費を追加するものでございます。補正額は3億1,430万円でございます。

次に、5項5目の埋蔵文化財調査事業は、民間の団地造成による杵原6号遺跡B区の受託発掘調査に伴いまして、非常勤職員報酬等を増額するものでございます。補正額は640万6,000円で、財源は、全額先ほどの歳入補正の調査負担金でございます。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会関係分）について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

ないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第24号 請負契約の締結について（平成27年度中学校大規模改造事業志和中学校校舎  
(14)(18)耐震補強工事）

- 下川教育長：議案第24号請負契約の締結についてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。
- 大島学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、議案第24号請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。  
資料3ページをお願いいたします。  
本案は、平成27年度中学校大規模改造事業志和中学校校舎耐震補強工事の請負契約を締結することにつきまして、提案するものでございます。  
1の提案理由でございますが、本件工事の請負契約を締結するに当たりまして、その予定価格が1億5,000万円以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。  
4ページをお願いいたします。  
契約の内容でございますが、志和中学校校舎2棟の耐震補強及び大規模改修を図るもので、契約金額は1億6,221万6,000円、契約の相手方は、東広島市西条町西条東1243番地、株式会社荒谷工務店、代表取締役 荒谷富士氏でございます。  
説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 下川教育長：ありがとうございました。  
ただいまの請負契約の締結について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。  
よろしいでしょうか。  
ないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第25号 請負契約の締結について（学校給食センター化事業（仮称）北部学校給食センター新築工事（建築））

- 下川教育長：次に、議案第25号請負契約の締結についてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。
- 向井学事課長：それでは、議案第25号請負契約の締結について、説明いたします。  
5ページをご覧ください。  
提案理由でございます。学校給食センター化事業において、平成29年8月稼働開始を目指しております（仮称）北部学校給食センター新築工事（建築）の請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものでございます。  
6ページをご覧ください。  
5月17日の一般競争入札により、平原・占部特定建設工事共同企業体が落札となり、5億7,070万1,160円で契約を締結しようとするものでございます。  
なお、（仮称）北部学校給食センター新築工事につきましては、本議案の建築の

ほか、電気、機械、厨房機器設置の3つの契約を予定しているところでございます。5月23日に入札を実施した結果、電気にきましては、落札金額及び落札者の事後審査を現在実施中となっております。機械につきましては、応札が2者ありましたが、低入札価格調査を実施中ということになっております。厨房機器設置につきましては、応札者がなかったため、入札不調となっております。電気と機械については、手続が整い次第、議会に対し、追加提案していく予定としております。

以上、よろしくお願いいいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの請負契約の締結について、ご意見、ご質問があればお願いいいたします。

- 織田委員：入札不調ということは遅れるということですか。それはないのですか。
- 向井学事課長：厨房機器設置については、入札がなかったということで、現在なぜなかったのかというところを調査し、再度入札をするべく準備をしているところでございます。
- 下川教育長：先程あった遅れについてはどうですか。
- 向井学事課長：現段階では、厨房機器につきましては、最終的に外側の建物ができる段階で入っていくものですので、現在のところは遅れるということにはなっておりません。
- 下川教育長：よろしいですか。  
そのほかありませんか。  
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。